

北杜市小淵沢町 篠原分館規約

平成20年3月30日改正

北杜市小淵沢町篠原分館規約

第1条 (目的)

この分館は、篠原地区の住民の総意と参加によって運営され、豊かな生活を求めて、個人の教養の向上、家庭生活、地域社会の改善と進展に役立つ活動を推進する事を目的とする。

第2条 (事業)

この分館は、目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 個人の教養と生活の向上に役立つ事。
- (2) 家庭生活の改善向上に役立つ事。
- (3) 地域の共同生活の改善向上に役立つ事。
- (4) 地域の諸団体の連絡提携と育成援助に役立つ事。
- (5) その他、目的達成に役立つ事。

第3条 (役員)

この分館に次の役員を置く。

分館長1名、副分館長1名、分館主事1名、部長4名、監事2名

第4条 (役員の仕事)

役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 分館長は分館を代表し、分館の管理、事業の企画と実践を総括する。
- (2) 副分館長は分館長を補佐し、分館長事故ある時はその代理をする。
- (3) 分館主事は分館活動の企画、分館運営の事務を処理する。
- (4) 会計係は分館会計の事務を処理する。
- (5) 部長は部事業の計画と実施を総括する。
- (6) 監査委員は分館会計を監査する。

第5条 (役員を選出)

この分館の役員を選出は、区役員会の義を経て総会の承認を得て決定する。

第6条 (役員任期)

役員任期は2ヶ年(分館長、副分館長)とし、再任を妨げない。

第7条 (専門部)

この分館の運営を円滑に行うために、次の専門部を置く。

- (1) 長寿者クラブ (自主運営団体)
- (2) 婦人部
- (3) 文化部
- (4) 青少年育成部 (子供クラブ)
- (5) 体育部
- (6) 福祉部

第8条 (専門部の役割)

各専門部の役割分担は次の通りとする。

- (1) 長寿者クラブ ・健康増進、生涯教育に関する事。
- (2) 婦人部 ・一般教養に関する事。婦人の地位向上に関する事。
- (3) 文化部 ・一般教養に関する事、文化活動に関する事。
- (4) 青少年育成部 ・青少年健全育成活動、家庭教育の振興に関する事。
(子供クラブ)
- (5) 体育部 ・社会体育に関する事、レクリエーションに関する事。
- (6) 福祉部 ・保健衛生、福祉活動に関する事。

第9条 (専門部役員構成)

専門部役員構成並びに選出は次の通りとする。

- (1) 各部員は地域内の組より1名ずつ選出した者、また分館長の推薦する者をもって構成する。
- (2) 部長、副部長は、部員の互選により、分館長が推薦するものとする。

第10条 (分館運営委員会の構成)

分館運営委員会は、第5条で選出された役員をもって構成する。

第11条 (分館の組分け)

分館事業の円滑をはかるために、地域内を5組に分ける。

第12条 (会議)

この分館の会議は、総会・運営委員会・部会とする。

第13条 (会議の役割)

総会は、年1回分館長が召集し、次の事項を審議決定する。但し必要に応じて臨時総会を開く事が出来る。

- (1) 分館規約、管理規定の制定と改正に関する事。
- (2) 役員を選出に関する事。
- (3) 事業計画並びに予算、決算に関する事。
- (4) その他分館の管理運営の重要事項について。

第14条 分館運営委員会は分館長が召集し、分館事業の運営を協議し、また各専門部事業の調整をはかる。

第15条 各専門部会は、部長が召集し、部事業の計画と実施、運営について協議し事業の実施に当たる。

第16条 総会は、分館地域内の各世帯の代表者の過半数（委任状含む）以上の出席により成立し、議決はその過半数の賛成により決定する。

第17条 分館の利用者は、公共心をもって利用するものとする。
施設、設備の利用管理については、別に定める規定による。

第18条 (会 計)

この分館の経費は、負担金・補助金・その他収益金をもってあてる。

第19条 この分館の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日をもって終わる。

附則

この規約は昭和59年1月1日より施行する。

平成 9年 1月22日	一部改正	通常総会にて承認
平成13年12月23日	一部改正	通常総会にて承認
平成18年 3月26日	一部改正	通常総会にて承認
平成18年 6月11日	一部改正	通常総会にて承認
平成19年 4月 1日	一部改正	通常総会にて承認
平成20年 3月30日	一部改正	通常総会にて承認